

令和6年度 特定健康診査に係る診療情報提供事業 実施要領

1. 概要

この事業は、定期的な通院等を理由に、特定健康診査を受診しない人について、かかりつけ医が保有している検査データが特定健康診査項目に相当する場合に、本人の同意のもと、かかりつけ医から蕨市国保に提供していただくことで、特定健診を受診したとみなすことができます。

当該情報は特定健診の受診率の向上を図るとともに、保健事業の推進に役立てます。

2. 対象者

今年度の特定健診の対象者で特定健診受診が確認できていない人のうち、特定健診に相当する検査を行っている人。

3. 実施期間

令和6年12月から令和7年2月末

(請求書の最終提出締切日は令和7年4月10日(木))

4. 事業の流れ (別紙:「事業の流れ(フロー図)」も参照ください。)

- ① 各市が対象者へ「診療情報提供用紙」を送付する。
- ② 対象者は通知内容を確認し、データ提供を希望する場合には、「A 診療情報提供用紙」の「本人同意欄」及び「問診項目」を記入する。
- ③ 対象者は、「診療情報提供用紙」と「返信用封筒」を通院している医療機関に提出する。

- ④ 医療機関は、今年度中に実施した対象者の検査結果データが必須項目を満たしているか確認する。

(基本項目を満たしていない場合で、身長・体重・腹囲等の測定を、基本診療・再診料に含めることができる場合は、測定して不足項目を満たし、記入する。ただし、別途費用がかかる場合は、患者様負担も追加で生じることから、医師にて判断すること。)

- ⑤ 「A 令和6年度 診療情報提供用紙」の本人記入欄が記入されていることを確認し、中面の「B 診療情報提供用紙 記入票」に医療機関情報および検査結果を記入する。

なお、「C 診療情報提供用紙 貼りつけシート」に結果を貼付することができる場合は、検査結果の転記は不要である。

(1つの検査項目につき1つの検査結果データを登録するため、同一の検査値が複数記載されている場合は、登録する数値に○など付けて分かるようにすること。)

- ⑥ 「D 特定健診診療情報提供料請求書」を作成し、翌月10日までに「診療情報提供用紙」をあわせて下記の担当課に提出する。複数件数の提供がある場合は月ごとにとりまとめ、請求書を1枚作成し提出すること。

- ⑦ 各市は、提出された「診療情報提供用紙」の内容を確認したうえで、診療情報提供料として1件当たり2,800円を医療機関に支払う。

5. 今後の予定

- ① 令和6年12月中旬
各市より対象者に、「診療情報提供用紙」等の通知を発送
- ② 令和6年12月中旬～令和7年2月末
対象者が、「診療情報提供用紙」を医療機関に提出
- ③ 令和7年1月～令和7年3月までの各10日
対象者から提出を受けた月の翌月10日(最終締切日:令和7年4月10日(木))までに必須項目を満たした「診療情報提供用紙」及び「請求書」を各市に提出する。

6. 注意点

- 検査データの検査日は、「医師の総合判断日」から3か月以内かつR6.4.1～R7.3.31までの日付としてください。 なお、基本項目の実施が複数日にまたがる場合は、最初に行われた検査実施日と最後に実施された医師の総合判断日までの間は3か月以内としてください。
- 検査結果の記載もれがある場合は、返戻させていただくことがあります。
- 記載内容について、ご担当者様にお問い合わせさせていただくことがあります。
- 「請求書」は複数件数の提供がある場合は月ごとにとりまとめ、請求書を1枚作成し提出してください。その他、Q&Aもご確認ください。

7. Q&A

別添の「Q&A」をご参照ください。

8. 事業担当問い合わせ先

蕨市	戸田市
〒335-8501 蕨市中央5-14-15 蕨市役所 市民生活部 医療保険課 医療費給付係 電話 048-433-7736(直通) FAX 048-432-3228	〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 戸田市役所 健康福祉部 保険年金課 国保給付担当 電話 048-299-6727(直通) FAX 048-444-5588